

市内街路灯 LED 化事業 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、市内街路灯 LED 化事業に係る公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1 事業概要

1.1 目的

本事業は、デジタル田園都市国家構想交付金の交付対象事業として、本市が管理する街路灯に係る市民サービスの向上を目的とし、街路灯の LED 化を実施し、一部は IoT 技術を用いてセンサー等の遠隔管理ができる灯具を設置し、さらに街路灯について市民向け情報システムへ公開し、街路灯の不点灯や不具合等を、市民より投稿を受け付けられる街路灯管理受付システムの構築を行うものである。

今回の募集は、本事業の遂行に最も適している事業者を選定することを目的に、本事業に係る提案を求めるものである。

1.2 概要

1.2.1 事業名称

市内街路灯 LED 化事業

1.2.2 事業内容

IoT 技術を活用した街路灯の LED 化の実施、街路灯について市民向け情報システムへ公開、街路灯管理受付システムの構築

（別紙「市内街路灯 LED 化事業 仕様書（以下、仕様書という。）」のとおり）

1.2.3 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日まで

1.2.4 提案限度額

総額 51,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

1.2.5 保守点検

完了後 1 年間のシステム保守点検メンテナンスは本事業に含むこと。

1.3 担当部署

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 名称 | 柏原市 都市デザイン部 都市管理課 |
| (2) 住所 | 〒582-8555 大阪府柏原市安堂町 1 番 55 号 |
| (3) 電話番号 | 072-972-1598 |
| (4) FAX 番号 | 072-972-1541 |
| (5) E-mail | toshikanri@city.kashiwara.lg.jp |

2 プロポーザル参加に関する条件等

2.1 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

- (1) 参加者は、単独企業または共同事業体（複数事業者が共同するグループ）とする。
- (2) 共同事業体とする場合は、構成員の中から代表企業を1者選出し、事務手続きに当たっては、本市との連絡窓口となること。
- (3) 共同事業体とする場合は、構成員の数に制限を設けない。
- (4) 参加者は、本プロポーザルに参加する他の共同事業体の構成員になることはできない。ただし、選定されなかった参加者（協力企業を含む）が、事業者となった単独企業又は他の共同事業体の協力企業になることは可能である。
- (5) 代表企業は、「プロポーザル参加表明書」及び「参加資格確認書類」を提出し、構成員の企業名及びそれぞれの業務種別（役割分担）を明確にすること。
- (6) 協力企業は一部を請け負うことができる（以下「再委託」という。）が、本市に承諾を得なければならない。

2.2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者及びその構成会社は、次に掲げる項目を満たしている者とする。

- (1) 参加申込書提出から選定結果通知の日までの間において、柏原市入札参加資格業者指名停止要綱（平成31年3月29日制定）に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていないこと。
- (2) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (3) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第9条に基づく入札排除措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定の確定を受けたものを除く。
- (6) 照明灯工事を実施する者は、建設業法に基づく電気工事業としての建設業の許可を受けていること。
- (7) 照明灯工事を実施する者は、過去5年間の平成30年4月1日から令和5年3月31日までにおいて、CORINSに実績登録のある（契約金額500万円以上の）屋

外照明（道路灯・街路灯・公園灯等）LED 化工事の完了の実績、またはこれに類する実績を有すること。

- (8) 市民向け情報公開及び街路灯管理受付システムに関する業務を実施する者は、ISO9001 又は JISQ9001 (QMS:品質マネジメントシステム) の認証を有していること。
- (9) 市民向け情報公開及び街路灯管理受付システムに関する業務を実施する者は、ISO27001 又は JISQ27001 (ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム) 及び JISQ15001 (プライバシーマーク:個人情報マネジメントシステム) の認証を有していること。
- (10) 構成会社の中で、管理技術者として、下記の資格を有する者を配置すること。
 - (ア) 1級電気工事施工管理技士
- (11) 構成会社の中で、照査技術者として、下記の資格を有する者を配置すること。
 - (ア) 空間情報統括管理技術者または GIS 上級技術者
- (12) 構成会社の中で、担当技術者として、下記の資格を有する者を配置すること。
 - (ア) 空間情報統括管理技術者または GIS 上級技術者
 - (イ) 技術士（情報工学部門-情報システム）

なお、配置する技術者は全て兼任できないこととし、参加申込書の提出日を基準に3カ月以上雇用関係にあるものとする。

3 募集、選定等の日程等

3.1 スケジュール

選定に係る日程は、次のとおりとする。ただし、審査等の状況により日程が前後する場合がある。

項目	期日等
公告（公募開始）	令和5年6月30日(金)
質問受付開始・参加申込書受付開始	令和5年6月30日(金)
質問受付締切	令和5年7月7日(金)
質問回答	令和5年7月12日(水)
参加申込書受付締切	令和5年7月14日(金)
参加資格審査の結果通知	令和5年7月18日(火)
提案書受付開始	令和5年7月19日(水)
提案書受付締切	令和5年8月1日(火)
プレゼンテーション審査	令和5年8月3日(木)
選定結果通知	令和5年8月8日(火)
契約締結	令和5年8月10日(木)以降

3.2 参加資格確認基準日

参加者は上記 2.1 に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、プロポーザル参加申込書及び参加資格確認書類の受付締切日（令和 5 年 7 月 14 日(金)）とする。

3.3 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者が、契約締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合は失格とする。

3.4 応募の無効

提出期限までに参加申込書を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし、企画提案書を提出できない。

3.5 実施要領等の承諾

参加者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

3.6 費用負担

参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は参加者の負担とする。

3.7 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

3.8 提出書類の取扱い

(1) 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、本市は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

(2) 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、本市が指示した場合を除き、認めない。

(3) 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、追加で確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

(4) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加申込書又は企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止を行うことがある。

3.9 提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本事業に係る検討の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

4 募集に関する手続等

4.1 交付方法

本プロポーザルの公募に関する資料や様式等の交付は、本市ウェブサイト上で行う。

4.2 交付日

令和5年6月30日(金)

4.3 質問の受付

プロポーザル実施要領等及び企画提案書の提出に関して質問がある場合は、以下のとおり申し出ること。

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案（事業実施に係るものを含む。）に関する事項に限るものとし、評価及び審査、提案内容に関する質問は受け付けない。

(2) 受付期間

令和5年6月30日(金) から 令和5年7月7日(金)午後5時まで

(3) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項を記入し、件名を「市内街路灯LED化事業に関する質問（企業名）」（「」を除く。）として電子メールで質問すること。

※電子メール以外の質問は受け付けない。

(4) 質問先

前記1.3の担当部署

※電子メール送信後は受信確認の電話を入れること。

4.4 質問の回答

前項の質問に対する回答は、令和5年7月12日(水)までに、本市のウェブサイト

随時公表する。

※ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに電子メールにより回答する。

※回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

※公表する回答は、本実施要領及び本事業仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

4.5 参加申込書及び参加資格確認書類の提出

参加者はプロポーザル参加申込書とともに【様式 3～7-3 他】参加資格確認書類を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和 5 年 6 月 30 日(金)～令和 5 年 7 月 14 日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)

(2) 提出方法

持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に【様式 4】委任状を合わせて持参すること。

(3) 提出先

1.3 の担当部署

(4) 提出書類

「5.1 プロポーザル参加申込時の提出書類」を参照のこと。

4.6 企画提案書の提出

参加資格があると認めた参加者（以下、「提案者」という。）は、【様式 8】企画提案書類提出届とともに「5.2.2 提出書類」に記載されている企画提案書類を以下のとおり提出すること。

4.6.1 提出期間

令和 5 年 7 月 19 日(水)～令和 5 年 8 月 1 日(火)まで

(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)

4.6.2 提出方法

持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に【様式 4】委任状を合わせて持参すること。

4.6.3 提出書類

「5.2 企画提案書提出時の提出書類」を参照のこと。

4.7 応募の辞退

【様式 2-1】又は【様式 2-2】のプロポーザル参加申込書の提出以降、プレゼンテーション審査の実施前日まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、

令和 5 年 8 月 2 日(水)まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）に、【様式 10】 辞退届を持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に【様式 4】 委任状を併せて持参すること。

5 提出書類

5.1 プロポーザル参加申込時の提出書類

5.1.1 作成にあたっての留意事項

提出書類の作成にあたっては、本市から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。ただし、正本及び副本については、企業名等を表記すること。
- (2) 各様式に文字数及び枚数の制限は設けないが、簡潔かつ明瞭に記述すること。本編以外に付属資料等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- (3) A4 版ファイル綴じとする。図面等で A3 版を使用する場合は A4 版に折り込むこと。
- (4) 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- (5) Microsoft Word 又は Excel 形式（Windows 版、バージョンは 2013 以降とする。）により作成することを基本とする。
- (6) 原則として横書きで記載すること。
- (7) 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。
- (8) 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

5.1.2 提出書類

プロポーザルへの参加を表明する時は、下表に示す書類を 7 部（正本 1 部、副本 1 部、それ以外 5 部）提出すること。正本、副本以外の 5 部については、事業者を特定できるような表現や企業名を黒塗りにすること。

提出書類		様式	作成要領等
プロポーザル参加申込書		2-1 2-2	・必要事項をもれなく記載し、必ず押印すること
構成員一覧		3	・必要事項をもれなく記載し、必ず押印すること
参加資格	会社概要	5	・必要事項をもれなく記載すること
	本事業に係る工事・業務の受注実績	6	・必要事項をもれなく記載すること ・完了実績を確認できる契約書、仕様書等の写しを添付すること

確認書類	配置予定技術者調査書 (管理技術者、照査技術者、担当技術者)	7-1 ～ 7-3	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者、照査技術者、担当技術者が参加資格要件に定めた資格を証明する書類の写しを添付すること 配置予定技術者は、原則として変更できない。但し、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、同等以上の技術者であるとの本市の確認を得ること
------	-----------------------------------	-----------------	---

5.2 企画提案書提出時の提出書類

5.2.1 作成にあたっての留意事項

提出書類の作成にあたっては、本市から特別の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。ただし、正本及び副本については、企業名等を表記すること。
- (2) 各様式に文字数の制限は設けないが、簡潔かつ明瞭に記述すること。本編以外に付属資料等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- (3) 【任意様式】企画提案書 実施方針～提案内容までについては、10枚以内にて作成すること。
なお、A4版片面の印刷に対し1枚と数え、両面での印刷は2枚と数える。
- (4) A4版ファイル綴じとする。図面等でA3版を使用する場合は、A4版に折り込むこと。
- (5) 使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- (6) Microsoft Word 又は Excel 形式 (Windows 版、バージョンは 2013 以降とする。)により作成することを基本とする。
- (7) 原則として横書きで記載すること。
- (8) 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。
- (9) 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。
- (10) 評価項目ごとにインデックスを付し、見やすいよう配慮すること。

5.2.2 提出書類

提案書提出時は、下表に示す書類を7部(正本1部、副本1部、それ以外5部)及びCD-R1枚(正本をPDF形式で保存したもの)を提出すること。

正本、副本以外の5部については、事業者を特定できるような表現や企業名を黒塗りにすること。

また、提案書に関して目次及びページ番号を付与すること。

提出書類		様式	作成要領等	
企画提案書類提出届		8	・必要事項をもれなく記載し、必ず押印すること	
提案書	企画提案書	9	・必要事項をもれなく記載し、必ず押印すること	
	提案内容	実施方針	任意様式	・本事業の目的・条件・内容をよく理解したうえで、実施方針について記載すること
		実施体制	任意様式	・本事業を円滑に実施するために必要な技術者の配置、実施体制について記載すること
		工程	任意様式	・本事業を実施するにあたり、具体的な業務手順や工程計画を踏まえて業務工程について表を用いて記載すること
		特定テーマ	任意様式	・本事業の趣旨、業務内容を踏まえて、「街路灯に係る市民サービスの向上」という観点から、本市に有益となる提案を記載すること
見積書		任意様式	・提案内容に従って、本事業を実施するうえで必要となる経費を、見積書として作成すること ・システム導入後の運用保守費用についても、見積書として作成すること	

5.3 参加辞退時の提出書類

プロポーザルへの参加を辞退するときは、プレゼンテーション審査の前日（令和5年8月2日(水)）までに下表に示す書類を1部提出すること。

提出書類	様式	作業要領等
辞退届	10	・必要事項をもれなく記載し、必ず押印すること

5.4 諸手続きを代理人に委任する場合の提出書類

諸手続きを代理人に委任する場合は、下表に示す書類を1部提出すること。

提出書類	様式	作業要領等
委任状	4	・必要事項をもれなく記載し、必ず押印すること

6 受託者の決定等

6.1 審査全般

審査は、「市内街路灯 LED 化事業プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。審査の評価基準は「市内街路灯 LED 化事業 提案評価基準」のとおりとする。

提案者が 1 者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の 6 割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

※最高点の者が 2 者以上となった場合は、委員会の委員の協議により決定するものとする。

6.2 提案審査

6.2.1 プレゼンテーション

提案のプレゼンテーション審査を実施し、提案書とプレゼンテーションの内容を合わせて審査を行う。

(1) 日程

令和 5 年 8 月 3 日(木)予定 (詳細は、別途通知する)

(2) 場所

柏原市役所 (詳細は、別途通知する)

(3) プレゼンテーション方法

一提案者のプレゼンテーションの持ち時間は、提案 20 分、質疑応答 10 分、計 30 分とする。提出した提案書の内容をもとに簡潔に説明すること。また、プレゼンテーションの時間内において、システムのデモンストレーションを行うこと。※実施時における提案書以外の資料配布は禁止とする。

(4) 使用機材・備品

プレゼンテーションの実施において使用する機材、また必要となる機器や備品がある場合については、必要に応じて提案者が用意することとする。(モニターについては本市が用意する。)

6.2.2 プレゼンテーションの出席者

出席者数は配置予定の技術者を含む 5 名までとする。なお、参加者である各企業の構成員以外の者の出席は認めない。

6.2.3 審査基準

委員会は提案者から提出された「5.2.2 提出書類」に記載している書類及びプレゼンテーションの内容について、別紙「市内街路灯 LED 化事業 提案評価基準」に基づいて得点化し、評価点を算出する。

6.3 優先交渉事業者及び次点者の選定

委員会は、評価値によって評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。また、次に高い提案を行った者を次点者とする。

評価値＝各委員の総合評価点の平均値

なお、評価値が同点で優先交渉事業者が 2 者以上となったときは、評価基準表の評価項目「提案内容 - 特定テーマ」の評価値が最も高い提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。この場合において、評価基準表の評価項目「提案内容 - 特定テーマ」の評価値が同点であるときは委員会に諮って優先交渉事業者を選定する。また、次点者についても同様とする。

6.4 審査結果の通知

審査結果は、全提案者に電子メールで通知し、併せて、普通郵便で書面による通知を行う。なお、電話等による問合せには一切応じない。

6.5 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、本市はその旨を速やかに市のウェブサイトで公表する。

6.6 契約手続き

6.6.1 契約の締結

本市は、優先交渉事業者と選定された者に見積を依頼するとともに本事業の契約交渉を行い、契約を締結する。

6.6.2 優先交渉事業者が契約を締結しない場合

本市は、下記のいずれかに該当し優先交渉事業者が契約を締結できない場合は、次点者と選定された者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 本要領 2.1 に定める要件を満たすことができなくなったとき
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は優先交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき
- (3) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

以上